

消防消第150号  
平成17年7月14日

各都道府県知事 }  
各指定都市市長 } 殿

消防庁次長

市（町村）消防団員等公務災害補償条例（例）の一部改正について

水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第37号）が平成17年5月2日に公布されたことに伴い、別紙のとおり市（町村）消防団員等公務災害補償条例（例）の一部を改正する条例（例）を送付しますので、貴都道府県内の市町村、関係一部事務組合及び広域連合並びに水害予防組合に周知願います。

消 防 消 第 1 5 0 号  
平 成 1 7 年 7 月 1 4 日

消防団員等公務災害補償等  
共 済 基 金 理 事 長 殿

消 防 庁 次 長

市（町村）消防団員等公務災害補償条例（例）の一部改正について

水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第37号）が平成17年5月2日に公布されたことに伴い、別紙のとおり市（町村）消防団員等公務災害補償条例（例）の一部を改正する条例（例）を送付します。

別紙

市（町村）消防団員等公務災害補償条例（例）の一部を改正する条例（例）

市（町村）消防団員等公務災害補償条例（例）（昭和四十一年四月十四日自消乙教発第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十四条」を「第四十五条」に改める。

第二条中「第十七条」を「第二十四条」に改める。

附則

この条例（例）は、平成十七年七月一日から施行する。

市（町村）消防団員等公務災害補償条例（例）の一部を改正する条例（例）新旧対照条文  
 市（町村）消防団員等公務災害補償条例（例）（昭和四十一年四月十四日自消乙教発第八号）  
 （傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（目的）</p> <p>第一条 この条例は、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第十五条の七第一項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償及び消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第三十六條の三の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償並びに水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第六条の二第一項の規定による非常勤の水防団長又は水防団員（以下「非常勤消防団員」という。）に係る損害補償及び同法第四十五条の規定による水防に従事した者に係る損害補償並びに災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十四条第一項（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償を的確に行なうことを目的とする。</p> <p>（損害補償を受ける権利）</p> <p>第二条 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合、又は消防法第二十五条第一項若しくは第二項（同法第三十六条において準用する場合を含む。）若しくは第二十九条第五項（同法第三十条の二及び第三十六条において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）、同法第三十五条の七第一項の規定により救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）又は水防法</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この条例は、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第十五条の七第一項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償及び消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第三十六條の三の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償並びに水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第六条の二第一項の規定による非常勤の水防団長又は水防団員（以下「非常勤消防団員」という。）に係る損害補償及び同法第三十四条の規定による水防に従事した者に係る損害補償並びに災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十四条第一項（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償を的確に行なうことを目的とする。</p> <p>（損害補償を受ける権利）</p> <p>第二条 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合、又は消防法第二十五条第一項若しくは第二項（同法第三十六条において準用する場合を含む。）若しくは第二十九条第五項（同法第三十条の二及び第三十六条において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）、同法第三十五条の七第一項の規定により救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）又は水防法</p>

第二十四条の規定により水防に従事した者（以下「水防従事者」という。）若しくは災害対策基本法第六十五条第一項（同条第三項（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定若しくは災害対策基本法第六十五条第二項において準用する同法第六十三条第二項の規定による応急措置の業務に従事した者（以下「応急措置従事者」という。）が消防作業若しくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態になつたときは、市（町村）長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によつて損害補償を受ける権利を有する旨をすみやかに通知しなければならない。

第十七条の規定により水防に従事した者（以下「水防従事者」という。）若しくは災害対策基本法第六十五条第一項（同条第三項（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定若しくは災害対策基本法第六十五条第二項において準用する同法第六十三条第二項の規定による応急措置の業務に従事した者（以下「応急措置従事者」という。）が消防作業若しくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、市（町村）長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によつて損害補償を受ける権利を有する旨をすみやかに通知しなければならない。